## 確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。 住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第一号 から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保 登 録 の区 分 の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第2 0号)第9条第一号及び第二号に定める区分 登 番 뭉 関東地方整備局長 録 登録の有効期間 令和2年10月3日から令和7年10月2日まで 氏名又は名称 一般財団法人茨城県建築センター 代表者の氏名 理事長 足立 伸幸 茨城県水戸市笠原町978番30 主たる事務所の所在地 電話番号 029(305)7300 実施する住宅性能評価 設計住宅性能評価 建設住宅性能評価 (新築住宅) の種類 住宅性能評価を行う 全ての住宅 住宅の種類 住宅性能評価を行う 茨城県の全域 区域 確認を行う住宅の種類 全ての住宅(新築住宅に限る) 確認を行う区域 茨城県の全域